

特許協力条約の課題と展望 - 特許審査ハイウェイの利用と共に -

手塚正洋

近年の企業活動のグローバル化や、企業経営における知財戦略の重要性の高まりを背景に、世界の特許出願件数は増加の一途を辿っている。その特許出願であるが、国内出願と外国出願に大別することができ、外国出願の方法には、「直接出願ルート」「パリルート」「特許協力条約（Patent Cooperation Treaty. 以下、「PCT」という。）ルート」が存在する。現代ではPCTルートを選択する企業・個人がパリルートを上回って増加しており、「審査の質・審査期間」のばらつきなどの課題が見受けられるようになってきた。

そのような現状の中で、特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway. 以下、「PPH」という。）を用いた解決策がPCTの抱える課題に対して有効であるという意見があったが、具体的な改善策についての議論はなされてこなかった。そこで、本研究では特許庁側と出願人の双方の視点から、PCTとPPHに焦点をあてることで、PCTが抱える課題を浮き彫りにし、改善策を示すことを目的としている。

PCTの抱える課題に対して、PPHを利用することで新興国における審査負担の解消や、第1庁の国際調査を第2庁で用いることができるメリットから審査の質の改善に向けて前向きな効果をもたらすことが分かった。さらに、現在の特許庁が示すPPHのメリットと出願人が求めるメリットには乖離があり、利用促進を図る際には、その点に留意する必要があることも明らかとなった。一方でPPHの利用者数は世界の特許出願総件数と比較すれば未だ少ない現状がある。その原因の1つは各国で異なる「申請手続き・申請様式」であると考えられる。商標における国際登録出願の手段にはマドリッド協定議定書によるものがあるが、この議定書の目的も簡易な国際登録出願を目指すものであった。結果として議定書制度を利用した国際登録出願件数は5年前と比較して約69%増加しており、申請手続き・申請様式の煩雑さが与える影響の大きさを窺うことができた。

これらの結果を受けて、本稿ではPCTルートの利用者に対してPPHの利用促進を図ることが「審査の質・審査期間」のばらつきという課題に対して有効であるとの結論に至った。PPHの利用促進を図る際には出願人に対して早期審査のメリットを訴えるのではなく、「迅速かつ安定した」権利の獲得をメリットとすることに留意しなければならない。また、PPHの利用者数を少ないものとしている一因である申請手続き・申請様式の不統一に対しては、日本特許庁が中心となり、まずはアジア地域で統一特許庁または統一特許審査ハイウェイ制度の確立を目指すことが望まれる。

（指導教員 松縄正登）